

## 川崎市ふるさと里親制度実施要綱

28川ここ福第618号 平成28年11月16日市長決裁

### (目的)

第1条 この要綱は、南部児童相談所長、中部児童相談所長及び北部児童相談所長（以下「児童相談所長」という。）が、児童福祉施設等に入所している児童（以下「施設入所児童」という。）をふるさと里親に委託し、家庭的雰囲気を経験させることにより、こどもの福祉を増進するとともに、里親委託の促進及び里親制度の普及を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱においてふるさと里親とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4の規定に基づく里親で、短期間の受入れを希望する者
- (2) 児童を短期間受け入れることを希望する者（以下「希望者」という。）で、次の要件に該当する者のうち市長が適当と認めた者
  - ア 年齢がおおむね25歳以上66歳未満であって、家族（希望者を含む。）のうち少なくとも一人が受入れ期間中、児童の養育に専念できる者
  - イ 希望者が単身の場合、保育士、児童福祉施設の指導員等の専門的な知識や経験を有する者であって、養育にあたっては親族等の支援を受けられるなどの養育を支援する環境があること。
  - ウ 希望者及びその家族が委託児童について十分な理解と愛情を有していること。
  - エ 家庭生活が精神的にも物質的にも健全に営まれており、経済的に困窮していないこと。
  - オ 家庭及び住居の環境が、児童の保健、教育、その他福祉上適当なものであること。
  - カ 児童の養育に関し、児童虐待等の問題がないこと。

### (対象児童)

第3条 ふるさと里親に委託する児童（以下「対象児童」という。）は、次の各号のいずれかに該当する児童とし、当該児童を措置した児童相談所長が当該児童の意思を尊重した上で、当該児童の入所する児童福祉施設等の施設長（以下「施設長」という。）と協議して決定する。

- (1) 保護者がなく、一時帰宅等ができない施設入所児童
- (2) 里親に委託することが適当と認められる施設入所児童
- (3) その他児童相談所長が適当と認める児童

### (ふるさと里親の役割)

第4条 ふるさと里親は、対象児童を児童福祉施設等から受け入れ、ふるさと里親の自宅その他宿泊施設等において宿泊させ、又は児童福祉施設等若しくは教育関係施設等の管理を離れた場所で日帰りの活動を共にすること等により、児童と交流を行うもの

とする。

(登録の申込み)

第5条 ふるさと里親として対象児童の受入れを希望する者は、ふるさと里親登録申込書(第1号様式)により、市長に申し込まなければならない。

(登録)

第6条 市長は、前条に規定する申込書を受理したときは、ふるさと里親調査票(第2号様式)に基づき訪問調査を行い、速やかにふるさと里親名簿(第3号様式)に登録し又は登録しないことを決定し、申込者にふるさと里親登録申込結果通知書(第4号様式)を送付するものとする。

(登録の有効期間)

第7条 ふるさと里親名簿の登録の有効期間は、登録後5年を経過した日の属する年度末までとする。

(登録の更新)

第8条 ふるさと里親の登録の更新を希望する者は、登録後5年を経過した10月末日までにふるさと里親登録更新申込書(第5号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、第6条の規定により調査を実施の上、ふるさと里親名簿への登録の可否を決定し、申込者に結果を通知するものとする。

(登録の終了)

第9条 市長は、ふるさと里親が次のいずれかに該当する場合はふるさと里親名簿の登録を削除し、ふるさと里親登録削除通知書(第6号様式)により、当該ふるさと里親に通知するものとする。

- (1) 登録の有効期間が満了して、更新しなかったとき。
- (2) ふるさと里親登録辞退届(第7号様式)が提出されたとき。
- (3) その他ふるさと里親として適当でない認められるとき。

(委託期間)

第10条 ふるさと里親に委託する期間は、対象児童1人につき、4月を起点とし、年間10日までとする。ただし、児童の福祉に鑑み、児童相談所長が適当と認める場合は、委託期間を延長することができる。

(委託の実施)

第11条 児童相談所長は、施設長から提出されたふるさと里親実施依頼書(第8号様式)に基づき、速やかにふるさと里親を選定し、施設長にふるさと里親実施決定通知書(第9号様式)を送付するとともに、当該ふるさと里親にふるさと里親の実施について(依頼)(第10号様式)を送付し、対象児童の委託を実施するものとする。

(実施予定の報告)

第12条 施設長は、実施予定日決定後速やかに、ふるさと里親実施予定日報告書（第11号様式）により、児童相談所長に報告するものとする。

(実施結果の報告)

第13条 前条の規定により対象児童の委託を受けたふるさと里親は、当月分の全ての委託終了後10日以内に、ふるさと里親制度実施結果報告書(第11号様式)により児童相談所長に実施結果を報告するものとする。

(実施経費の請求)

第14条 第11条の規定により対象児童の委託を受けたふるさと里親は、委託終了後速やかに、実施費用を市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、別表の定めるところにより、速やかに当該ふるさと里親に実施経費を支払うものとする。

(月間事業実績の報告)

第15条 施設長は、ふるさと里親に委託した対象児童の当月の依頼実績を、ふるさと里親制度実施報告書（第12号様式）により、翌月10日までに、児童相談所長に報告するものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、ふるさと里親制度の実施に必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、昭和47年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和51年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行し、昭和58年2月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成元年12月28日から施行し、平成元年12月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年11月16日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月17日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表（第13条関係）

ふるさと里親実施経費 (日額・交通費込)		ふるさと里親の居住地	
		川崎市内	川崎市外
児童が入所している施設の所在地	川崎市内	4,000 円	5,000 円
	川崎市外	5,000 円	5,000 円

ふるさと里親登録申込書

住所	〒					
連絡先	電話 自宅 ( ) / 携帯 ( ) メールアドレス 連絡が可能な時間帯 平日 ( 午前・午後 時頃希望) 土・日・休日 ( 午前・午後 時頃希望) / 夜間 ( 時頃希望)					
申し込まれる方を含めた家族の状況						
氏名	続柄	生年月日	年齢	職業(学生は学年)	健康状況	年収
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
住居の状況	構造は 戸建 ____ 階建 / マンション・アパート ____ 階建ての ____ 階					
間取り ____ LDK ____ DK LDK・DK ____ 畳 和・洋 __畳 / 和・洋 __畳 和・洋 __畳 / 和・洋 __畳 和・洋 __畳 / 和・洋 __畳	最寄り駅までの略図					
お預かりを希望される児童の年齢・性別・人数・泊数(御希望に添えない場合もあります)						
年齢 ____ 歳くらい・不問 / 性別 男・女・不問 / 人数 ____ 人 / 泊数 ____ 泊 ____ 日						
児童が現在いる施設等まで面会や送迎をお願いすることになりますが、施設等の住所が川崎市以外でも差し支えありませんか。なお児童の送迎に係る交通費については、実施後にお支払いする日額の実施経費(定額)に含むものとします。						
( 可 ・ 不可 )						
今までにどちらかの施設と関わりを持たれたことがありますか。						
無 ・ 有 (施設名 _____)						
____ 年 ____ 月 ____ 日						
(宛先)川崎市長						
氏名						

## ふるさと里親調査票

申込者 住 所	〒  電話 (       )
氏 名	
[仕事・健康状態・趣味・資格・人柄(性格)・他の家族(夫婦の間も含め)との関係・ふるさと里親への理解度など]	
仕事	
健康状態	
趣味	
資格	
人柄(性格)	
他の家族(夫婦の間も含め)との関係	
児童とのかかわりが深いと思われるそのほかの家族の状況(ふるさと里親委託中、同居する親族などを含む)	
家庭の生活状況(生活程度・経済的な状況・家屋の状態・地域環境と近隣関係など)	





川 第 号  
年 月 日

様

川崎市長

## ふるさと里親登録申込結果通知書

年 月 日付で申込みのあったふるさと里親の登録について、調査の結果、あなたをふるさと里親として登録すること/しないことを決定しましたので通知します。

登録番号

第 \_\_\_\_\_ 号

登録有効期間

\_\_\_\_\_ 年 月 日まで

## ふるさと里親登録更新申込書

ふるさと里親登録の更新について、次のとおり申込みます。

住所	〒					
連絡先	電話 自宅 ( ) / 携帯 ( ) メールアドレス 連絡が可能な時間帯 平日 ( 午前・午後 時頃希望 ) 土・日・休日 ( 午前・午後 時頃希望 ) / 夜間 ( 時頃希望 )					
氏名	続柄	生年月日	年齢	職業(学生は学年)	健康状況	年収
		__年 __月 __日				
		__年 __月 __日				
		__年 __月 __日				
		__年 __月 __日				
		__年 __月 __日				
住居の状況						
間取り ____LDK ____DK LDK・DK ____畳 和・洋 ____畳 / 和・洋 ____畳 和・洋 ____畳 / 和・洋 ____畳 和・洋 ____畳 / 和・洋 ____畳	最寄駅までの略図					
お預かりを希望される児童の年齢・性別・人数・泊数(御希望に添えない場合もあります) 年齢 ____歳くらい ・不問 / 性別 男 ・ 女 ・ 不問 / 人数 ____人 / 泊数 ____泊 ____日						
児童が現在いる施設等まで面会や送迎をお願いすることになりますが、施設等の住所が川崎市以外でも差し支えありませんか。なお児童の送迎に係る交通費については、実施後にお支払いする日額の実施経費(定額)に含むものとします。 <div style="text-align: right;">( 可 ・ 不可 )</div>						
これまでにふるさと里親制度に関わった児童(過去2年間)についてご記入ください。 児童氏名( ) 施設名( ) 児童氏名( ) 施設名( ) 児童氏名( ) 施設名( )						
ふるさと里親申込時と登録内容に変更がありますか(住所、職業、家族関係など)。 ( 無 ・ 有 : 変更事項 )						
_____年 __月 __日						
川崎市長 様			氏名			

川 第 号  
年 月 日

様

川崎市長

## ふるさと里親登録消除通知書

次の理由により、あなたのふるさと里親登録の消除を決定しましたので通知します。

理由

---

---

---

---

---

消除日      年 月 日

児童相談所

## ふるさと里親登録辞退届

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

(宛先)川崎市長

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

次の理由により、ふるさと里親登録を辞退いたします。

1 辞退年月日                      年      月      日

2 辞退理由

---

---

---

---

---

## ふるさと里親実施依頼書

川崎市 長

施設名

施設長

印

次のとおり、ふるさと里親の実施を依頼します。

No.	児童名 学年・年齢・性別	希望期間 希望日数	希望里親名 施設担当者	担当児相 担当福祉司	児相記入欄 年度通算日数
1		／ から ／	里親		日
	年生・歳・(男・女)	日			
2		／ から ／	里親		日
	年生・歳・(男・女)	日			
3		／ から ／	里親		日
	年生・歳・(男・女)	日			
4		／ から ／	里親		日
	年生・歳・(男・女)	日			
5		／ から ／	里親		日
	年生・歳・(男・女)	日			
6		／ から ／	里親		日
	年生・歳・(男・女)	日			
7		／ から ／	里親		日
	年生・歳・(男・女)	日			

**委託期間延長理由**

(上記のうち、10日を越える児童については、理由を記入)

No.	児童名	総日数(*)	期間を超える理由
1		日	1. 希望里親と長期委託前提で交流しているため 2. 児童指導上必要なため 3. その他( )
2		日	1. 希望里親と長期委託前提で交流しているため 2. 児童指導上必要なため 3. その他( )

\*総日数: 当該年度4月1日～現在までのふるさと里親委託総日数

**施設里親担当者名**

※施設に担当者がある場合はお書きください。

様

## ふるさと里親実施決定通知書

川崎市 長

年 月 日付けで依頼のありましたふるさと里親の実施について、次のように決定しましたので通知します。

### 決定内容

児童名	ふるさと里親名	ふるさと里親住所	電話	児相担当者	期間
					泊 日
					泊 日
					泊 日

里親様

川崎市 長

## ふるさと里親の実施について(依頼)

このたびは、「川崎市ふるさと里親制度」に御協力いただきましてありがとうございます。実施にあたりまして事前に調整させていただいた結果、次のお子さんをふるさと里親として受け入れていただきたく宜しくお願いいたします。計画の変更・取消等がある場合には、担当児童相談所まで御連絡ください。

また、以下の書類を同封いたしますので、**委託終了後10日以内**に必要な事項を御記入の上、担当児童相談所宛てに送付頂きますようお願いいたします。

なお、記入方法に御不明な点がある場合は、電話にて担当児童相談所宛てにお問い合わせください。

## 委託予定表

氏名	施設名	施設住所	施設電話番号	施設担当者	児相担当者	期間
						泊 日

\*施設より里親様宛てに 月 日 ( )ごろまでに連絡がありますので、日程や面会方法については施設と直接、調整するようお願いいたします。もし手違い等により施設からの連絡が遅れている場合は御手数ですが、担当児童相談所宛てに御連絡ください。

同封書類

(事務担当)

担当	係長	所長

ふるさと里親制度実施結果報告書

(宛先)

川崎市長

ふるさと里親住所

ふるさと里親氏名

次のとおり報告いたします。

児童名	施設名	委託期間	委託日数
		年 月 日から 年 月 日まで	日
		年 月 日から 年 月 日まで	日
		年 月 日から 年 月 日まで	日

実施した感想（児童相談所や施設に対する要望等もお書きください）

日常生活の状況	期間中の過ごし方
	健康状態
	情緒面
	その他
要望等	

※ 当月の委託終了後10日以内に、児童相談所宛て提出してください。

## 月実施分ふるさと里親制度実施報告書

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

(宛先)

川崎市

長様

施設名

施設長

印

施設名							
番号	児童名	年齢	委託里親名	実施期間	実施日数	担当者	感想
1		歳		/ から /	日		
2		歳		/ から /	日		
3		歳		/ から /	日		
4		歳		/ から /	日		
5		歳		/ から /	日		
6		歳		/ から /	日		
7		歳		/ から /	日		
8		歳		/ から /	日		
9		歳		/ から /	日		
10		歳		/ から /	日		

※ 翌月の10日までに、児童相談所宛て提出してください。